

# 東京都消費生活条例第48条に基づく是正勧告

## 1 事業者の概要

(1) 事業者名 ●●●●●  
代表者名 代表取締役 ●●●●●  
住 所 ●●●●●  
設立等 平成●●年●●月●●日設立、 資本金●●●万円  
宅地建物取引業免許 東京都知事(●)第●●●●●号

(2) 事業者名 ●●●●●  
代表者名 代表取締役 ●●●●●  
住 所 ●●●●●  
設立等 平成●●年●●月●●日設立、 資本金●●●万円  
宅地建物取引業免許 東京都知事(●)第●●●●●号

※いずれも事業者報告による。

## 2 ●●●●●に関する都内の相談の概要 (平成31年2月●●日現在)

平均年齢	平均契約額	相 談 件 数			
		28年度	29年度	30年度	合計
約84.7歳 (70~94歳)	約996万円 (最大3,600万円)	0件	11件	20件	31件

※●●●●●は勧誘行為がないため、省略する。

## 3 勧告の内容

- (1) 「●●●●●」と称する区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引の意図を明らかにせず、若しくは区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。
- (2) 「●●●●●」と称する区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引に際し、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させないこと。

## 4 勧告の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	根拠条文
「以前落ち込んでいた時に、あなたから励まされ力になった。近所に来たのでぜひお礼に伺いたい。」などと、「●●●●●」と称する区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引の意図を明らかにせず、若しくは区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる事実があった。	条例第25条第1項第3号 同規則第6条第1号 (販売目的隠匿)
「●●●●●」と称する区分所有建物売買及び区分所有建物賃貸借サービスに係る取引に際し、高齢で物忘れがひどくなった者、認知症が認められる者等の判断力の不足に乘じ、契約を締結させていた。	条例第25条第1項第1号、 同規則第5条の2第4号 (判断力不足便乗)

## 5 今後の対応

- (1) 勧告内容に対する改善措置について、平成31年3月●●日までに、都知事あてに報告させる。
- (2) 勧告に従わない場合は、条例第50条に基づき、その旨を公表する。